

(平成26年9月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から3年3月まで
② 平成9年7月から10年3月まで

私は、20歳になった昭和63年*月か平成になった頃にA町役場で国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、加入後から基本的に口座振替で納付していたが、口座から納付できなかった場合も納付書で町役場（又は市役所）か金融機関に納付したはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年2月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録から、申立人は、同年4月に口座振替による国民年金保険料の納付を開始したと考えられる上、申立期間①直後の3年4月から同年8月までの保険料を同年8月30日に納付していることから、申立人の「基本的には口座振替で保険料を納付し、口座から納付できなかった場合も納付書で納付したはず」との申立内容に不自然さはなく、申立人が8か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を基本的には口座振替で納付していたと申述しているが、当該期間当初の平成9年7月から

同年 10 月まで居住していた B 市に照会したところ、「申立人が B 市で口座振替をした履歴はない。口座振替の手続をした場合、通常は口座情報の記録が残るが、記録が無い。」と回答していることから、申立人は同市において口座振替の手続をしていなかったと推認でき、申立人の主張と相違している。

また、申立期間②は、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成 2 年 8 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（山梨）国民年金 事案 5507

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで

私は昭和48年7月までA県B町（現在は、C市）に住んでいたが、所持している国民年金手帳の47年度国民年金印紙検認記録欄には、47年11月から48年3月の欄にB町の検認印が押してあり、申立期間の国民年金保険料を納付しているのは間違いないので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の国民年金手帳によると、昭和47年度国民年金印紙検認記録欄には、11月及び12月の欄に「検認/48.1.31/B町」の検認印が押され、同年度1月から3月の欄に「検認/48.3.31/B町」の検認印が押されており、割り印が押された国民年金印紙検認台紙が切り取られていることが確認できることから、申立人の申立期間の国民年金保険料が昭和町に納付されていたと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年4月頃に払い出されたと推認され、国民年金被保険者台帳には同年5月18日に初めて国民年金手帳が発行されたことが記載されているところ、当該記号番号前後の被保険者の納付記録等から、B町において国民年金手帳記号番号の払出し及び国民年金手帳の発行前に国民年金保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が同年7月に転入したD町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が申立人に還付された記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年1月から18年8月までは24万円、同年9月から同年12月までは30万円、19年1月は28万円、同年2月から同年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から19年7月1日まで

A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額と比較すると、著しく低い金額になっている。給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、平成13年6月、15年2月及び同年4月の給与明細書は所持していないものの、申立人が給与明細書を所持する全ての期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、給与明細書がある期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成13年1月から同年5月までの期間、同年7月から15年1月までの期間、同年3月及び同年5月から18年8月までの期間は24万円、同年9月から同年12月までは30万円、19年1月は28万円、同年2月から同年6月までは30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、給与明細書が無い期間に係る標準報酬月額については、当該期間の前後の月に係る給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から判断すると、平成13年6月、15年2月及び同年4月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額を低く届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年9月から同年11月までは28万円、同年12月から19年5月までは26万円、同年6月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月7日から19年7月1日まで

A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額と比較すると、著しく低い金額になっている。給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人が所持する給与明細書により、当該期間のうち、平成18年9月1日から19年7月1日までの期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年7月1日ま

での期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、18年9月から同年11月までは28万円、同年12月から19年5月までは26万円、同年6月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額を低く届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年11月7日から18年9月1日までの期間について、申立人の給与明細書により確認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年1月から14年12月までは30万円、15年1月から同年3月までは28万円、同年4月から16年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月及び17年1月は30万円、同年2月から同年6月までは28万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、18年1月から同年6月までは30万円、同年7月は28万円、同年8月から19年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から19年7月1日まで
A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額と比較すると、著しく低い金額になっている。給与明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てしているところ、申立人が所持する給与明細書により、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成13年1月から14年12月までは30万円、15年1月から同年3月までは28万円、同年4月から16年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月及び17年1月は30万円、同年2月から同年6月までは28万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、18年1月から同年6月までは30万円、同年7月は28万円、同年8月から19年6月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額を低く届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 25 万 3,000 円、申立期間②は 28 万 9,000 円、申立期間③は 13 万 4,000 円、申立期間④は 13 万 6,000 円、申立期間⑤は 14 万 1,000 円、申立期間⑥は 28 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 6 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については、賞与支給額のうち、10 万円は現金で受け取り、残りは金融機関への振込みであったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から⑥までに係る B 銀行 C 支店の預金取引明細表、申立人から提出された申立期間⑥に係る賞与明細書、A 社の回答、同僚から提出された賞与明細書及び当該事業所が所持していた当該同僚の平成 15 年から 17 年までの賃金台帳一覧から判断すると、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②については、申立人から提出された申立人の平

成 16 年度の「市民税県民税特別徴収税額の通知書」（以下「通知書」という。）において確認できる「社会保険料」から、当該期間において申立人に支払われた賞与額は、金融機関への振込額のほかに現金で 10 万円が支払われたものと認められる。

したがって、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記同僚の賞与明細書、申立人の預金取引明細表及び通知書から、申立期間①は 25 万 3,000 円、申立期間②は 28 万 9,000 円、申立期間③は 13 万 4,000 円、申立期間④は 13 万 6,000 円、申立期間⑤は 14 万 1,000 円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間⑥に係る賞与明細書を提出しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、28 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑥までに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 1 日

年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る平成15年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人から提出された預金通帳により、申立人は申立期間に事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 14 万円、申立期間②は 14 万 2,000 円、申立期間③は 14 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は 14 万円、申立期間②は 14 万 2,000 円、申立期間③は 14 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月8日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和58年11月8日から同年12月16日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（同年11月8日）に係る記録を同年12月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年12月16日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和58年4月30日とされているが、私が持っている雇用保険受給資格者証の離職年月日は同年12月15日である。

申立期間も勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社における事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業

所でなくなった昭和 58 年 4 月 30 日（以下「全喪日」という。）より後の同年 11 月 8 日付けで、遡及して資格喪失処理が行われている上、申立人と同様に全喪日に遡って資格喪失の処理をされている者が 40 人、「全喪」を理由として被保険者資格取得の取消しの処理をされている者が 20 人いることが確認できる。

さらに、A 社に係る当時の商業登記の記録は確認できないものの、同社の複数の従業員の雇用保険の加入記録及び証言により、全喪日以降も 5 人以上の従業員が在籍し、事業が継続していたことが確認できることから、同社は、当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

加えて、申立人及び複数の同僚は、当該期間当時、A 社の経営状態は悪く給料の遅配があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、上記の申立人に係る資格喪失処理が行われた昭和 58 年 11 月 8 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から、11 万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 58 年 11 月 8 日から同年 12 月 16 日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与支給明細書により、A 社の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であることが確認できる上、昭和 58 年 10 月分及び同年 11 月分の給料支払明細書により、厚生年金保険料の控除が確認でき、当該給料支払明細書の差引支給額が振り込まれている申立人の普通預金通帳により、同年 12 月の給与の振込額が同年 11 月の給与の振込額と一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から、11 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び被保険者名簿によれば、A 社は、昭和 58 年 4 月 30 日に全喪しており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、上記のとおり、同社の複数の従業員の雇用保険の加入記録及び証言により、全喪日以降も 5 人以上の従業員が在籍し、事業が継続していたことが確認できることから、同社は、当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ

る。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成8年5月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を8年5月から同年9月までは30万円、同年11月から9年9月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成12年1月1日から13年5月1日までの期間、14年1月1日から同年8月1日までの期間及び15年1月1日から16年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を12年1月から13年4月までは20万円、14年1月から同年7月までは38万円、15年1月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月1日から19年12月1日まで
② 平成19年12月1日から20年12月1日まで
申立期間①については、標準報酬月額が給与と比較し低額になっているため、実際に支払われた給与に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、A社において、平成20年11月30日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録が確認できないため、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成8年5月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同年9月11日付けで遡って20万円に訂正されている上、多数の同僚、当該事業所の事業主及びその妻の標準報酬月額についても申立人と同日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで遡って9万8,000円に訂正されている上、多数の同僚、当該事業所の事業主及びその妻の標準報酬月額についても申立人と同日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主は、「平成8年頃から会社の経営状態が悪く社会保険料を滞納していた。毎月、社会保険事務所の職員が来訪していた。社会保険料の減額について説明され、その職員が届書を書いた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成8年9月11日及び9年2月10日付けで行われた処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所において当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な処理があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間①のうち8年5月から同年9月までの標準報酬月額については、30万円、同年11月から9年9月までは、20万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、当該期間のうち、平成12年1月1日から13年5月1日までの期間、14年1月1日から同年8月1日までの期間及び15年1月1日から16年1月1日までの期間については、市が保管する所得課税証明書及びB銀行C支店から提出された申立人に係る預金取引履歴明細表により、申立人のこれらの期間における厚生年金保険料控除額及び報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る当該期間の標準報酬月額については、市が保管する所得課税証明書に基づき推認した厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を平成12年1月から13年4月までは20万円、14年1月から同年7月までは38万円、15年1月から同年12月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料の納付の義務を履行したか否かについては、事業主の妻は「実際の支給額と異なる金額で届け出た。その後は、そのままの金額で毎年届出をしてしまった。」と証言している上、市が保管する所得課税証明書に基づき推認した厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該所得課税証明書に基づき推認した保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間、9年10月1日から12年1月1日までの期間及び17年1月1日から18年1月1日までの期間について、市の税務関係資料が保管されていないか未申告である上、申立人は「給与明細書は、入社後しばらくして発行されなくなった。」と供述しており、給与明細書の提出も無いことから申立人の厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、平成13年5月1日から14年1月1日までの期間及び同年8月1日から15年1月1日までの期間について、B銀行C支店から提出された申立人に係る預金取引履歴明細表によると、申立人に対し、給与の支給は行われておらず、経理担当者である事業主の妻は「欠勤している間は、給与の支給は無く、社会保険料控除も行っていない。現金での徴収もしていない。」と供述しており、申立人も保険料は徴収されなかったと供述している。

さらに、平成16年1月1日から17年1月1日までの期間及び18年1月1日から19年12月1日までの期間について、市が保管する所得課税証明書から社会保険料控除額が確認できない上、事業所も申立期間①における賃金台帳等は残存していないとしていることから、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

加えて、申立人に係る当該期間の標準報酬月額の記録は遡及して引き下げられているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間②について、事業主の妻の供述及び申立人の給与の振込状況等から申立人が当該期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、市が保管する所得課税証明書において社会保険料控除額が確認できない上、事業所も当該期間における資料は残存していないとしていることから、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで
昭和58年3月28日からA社に勤務し、その後、59年4月1日付けで、グループ会社であるB社へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員台帳、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和59年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業所が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を91万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社（現在は、B社C事業所）に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月 12 日に支給された賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合からの回答により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業所から提出のあった当該同僚に係る賃金台帳により、当該同僚が申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述のD健康保険組合からの回答により91万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思われるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8676

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額の記録については、それぞれ6万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 9 月 27 日
③ 平成 16 年 12 月 27 日
④ 平成 17 年 1 月 25 日

A法人において、平成16年8月、同年9月、同年12月及び17年1月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについては、金融機関の普通預金元帳、市民税・県民税所得回答書及び同僚の賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①から④までにおいて賞与が支給され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、上述の資料により推認される厚生年金保険料控除額から、それぞれ6万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は10万円、申立期間②は29万8,000円、申立期間③は31万5,000円、申立期間④は31万8,000円に訂正することが必要である。
なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年8月から同年12月までを19万円、19年1月から同年6月までを24万円に訂正することが必要である。
なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月13日
③ 平成19年12月14日
④ 平成20年7月11日
⑤ 平成18年8月23日から20年8月1日まで

A社に勤務していた申立期間①から④までの賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間⑤の標準報酬月額記録が、当時の給与額と異なり低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から④までについては、B市から提出された賦課資料及び給与振込口座の取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は29万8,000円、申立期間③は31

万 5,000 円、申立期間④は 31 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は、申立期間⑤に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

B市から提出された賦課資料、給与振込口座の取引明細表及び同僚の給与明細書で確認できる保険料控除額から推認すると、申立人は、申立期間⑤のうち平成 18 年 8 月 23 日から 19 年 7 月 1 日までの期間については、オンライン記録より高額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

また、申立人の標準報酬月額については、上述の賦課資料及び取引明細表において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 8 月から同年 12 月までは 19 万円、19 年 1 月から同年 6 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主から回答は無いが、当該事業所を管轄する年金事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の標準報酬月額が、年金事務所が記録する標準報酬月額と一致しており、標準報酬月額を訂正した記録も見当たらないことから、事業主は、賦課資料及び給与振込口座の取引明細表で推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤のうち平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 8 月 1 日までの期間については、オンライン記録と上述の賦課資料及び取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額がおおむね一致していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5499

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 61 年 3 月まで

私たち夫婦は、それぞれ昭和 56 年に会社を辞めてから、しばらくは国民年金保険料を納付していなかった。妻の兄から、「国民年金保険料を払わないと将来年金がもらえなくなる。」と言われ、はっきりした時期は不明であるが、夫婦で A 社会保険事務所（当時）に行き、納付方法を相談した結果、納付していなかった保険料 1 か月分と新しく納付する保険料 1 か月分の合計 2 か月分を夫婦それぞれ納付していくことにし、私の妻一人で又は夫婦で B 市役所に行き、納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年に会社を辞めてから、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったため、納付していなかった保険料 1 か月分と新しく納付する保険料 1 か月分の合計 2 か月分を夫婦それぞれ納付していくことにし、申立人の妻一人で又は夫婦で B 市役所に行き納付していたと申述しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続時期、保険料の納付金額及び納付時期に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、昭和 61 年 7 月 9 日に申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得が記録されていることから、申立人の国民年金の再加入手続は同年 7 月頃に行われたと推認され、当該時点では、56 年 10 月から 59 年 3 月までの期間は、時効により、保険料を納付することができない期間であり、同年 4 月から 61 年 3 月までの期間は過年度納付が可能な期間となるが、申立人が国民年金保険料を納付していたとする B

市役所では、過年度保険料は納付できない上、申立期間は、54 か月と長期間に及んでおり、1 か月ずつ国民年金保険料を納付していた記録が全て欠落したとは考え難い。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金への切替手続及び保険料納付状況について、当初の申立て以上に具体的な申述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5500

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 61 年 3 月まで

私たち夫婦は、それぞれ昭和 56 年に会社を辞めてから、しばらくは国民年金保険料を納付していなかった。私の兄から、「国民年金保険料を払わないと将来年金がもらえなくなる。」と言われ、はっきりした時期は不明であるが、夫婦で A 社会保険事務所（当時）に行き、納付方法を相談した結果、納付していなかった保険料 1 か月分と新しく納付する保険料 1 か月分の合計 2 か月分を夫婦それぞれ納付していくことにし、私一人で又は夫婦で B 市役所に行き、国民年金保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それぞれ昭和 56 年に会社を辞めてから、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったため、納付していなかった保険料 1 か月分と新しく納付する保険料 1 か月分の合計 2 か月分を夫婦それぞれ納付していくことにし、申立人一人で又は夫婦で B 市役所に行き納付していたと申述しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替時期、保険料の納付金額及び納付時期に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、昭和 61 年 7 月 9 日に申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得が記録されていることから、申立人の国民年金の再加入手続は 61 年 7 月頃に行われたと推認され、当該時点では、56 年 10 月から 59 年 3 月までの期間は、時効により、保険料を納付することができない期間であり、同年 4 月から 61 年 3 月までの期間は過年度納付が可能な期間となるが、申立人が国民年金保険料を納付していたとする B

市役所では、過年度保険料を納付できない上、申立期間は、54 か月と長期間に及んでおり、1 か月ずつ国民年金保険料を納付していた記録が全て欠落したとは考え難い。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金への切替手続及び保険料納付状況について、当初の申立て以上に具体的な申述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から平成18年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から平成18年1月まで

私の国民年金は、私の姉又は義兄が加入手続を行い、私が結婚するまでは国民年金保険料を納付してくれたと思う。昭和45年に結婚した後は、私の夫が、口座振替で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた証拠として、申立期間の一部に係る平成6年分の申立人の夫の確定申告書控えを提出しているが、当該確定申告書控えの社会保険料控除欄に平成6年度の二人分の保険料が記載されているものの、申立人の夫が確定申告の事務手続を依頼していた会計事務所では、当該確定申告書控えの社会保険料控除欄に記載されている保険料が誰のものかは特定できないと回答している上、同年当時は、オンライン記録によると、申立人の夫及び夫の当該確定申告書控えにおいて扶養控除の対象となっている次女の二人が保険料を納付していることが確認できることから、当該確定申告書控えに記載された社会保険料控除額に申立人の保険料が含まれていたとの確証が得られない。

また、申立人は、申立人の姉又は義兄が、申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚するまでは国民年金保険料を納付してくれており、昭和45年に結婚後は、その夫が、口座振替で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれたと申述しているが、申立人が結婚する前については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその姉及び義兄からは当時の事情を聴取することはできず、結婚後については、申立人の夫は保

保険料の口座振替の手續について、転居した際も新たに口座振替の手續等を行っていなかったと述べているところ、保険料を口座振替により納付する際は、転居するごとにそれぞれの転居先で口座振替の手續をする必要があることから、申立期間の保険料に関する具体的な納付状況が明確でなく、申立人自身は国民年金の加入手續及び保険料納付に直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

さらに、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡及び別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらないことから、申立人は、国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、メモ等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月、同年 2 月及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月及び同年 2 月
② 昭和 41 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 41 年頃に老後のことを考えて国民年金に加入した。加入当初は、国民年金保険料を自治会の集金により町内会費と一緒に納付していた覚えがあり、母と妹の保険料と一緒に納付していた時期もある。

また、いつ頃かは忘れたが、国民年金保険料を遡って納付できる時期があったので、A 市役所の窓口で保険料額を計算してもらって、14 万円くらいを納付した記憶があるので、5 か月だけ納付しなかったとは考えられない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に加入した当初は、国民年金保険料を自治会の集金により町内会費と一緒に納付していた覚えがあり、また、いつ頃かは忘れたが、A 市役所の窓口で保険料額を計算してもらって 14 万円くらい納付した記憶がある。」と申述しているが、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料の納付時期及び納付方法について具体的な申述は得られず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 41 年 8 月頃払い出されたと推認され、この頃加入手続を行ったと考えられるところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、38 年 6 月から 40 年 12 月までの期間及び 41 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料が第 3 回特例納付実施期間最終日の 55

年6月30日に特例納付されたことが確認できるものの、申立期間①及び申立期間②のうち41年7月については国民年金の未加入期間であり、申立期間②のうち、同年8月及び同年9月については、平成8年4月に記録訂正するまでは、任意加入の未納期間となっていたことから、制度上、申立期間①及び②の保険料を特例納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間②のうち、昭和41年8月及び同年9月については、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であったが、前述のとおり、保険料の納付状況が不明である上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の母も、当該期間は未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付した状況はうかがえない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5504

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から44年6月まで

私は、昭和42年6月頃に、近所にあったA市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も同支所で3か月ごとに現金で納付していたはずである。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年6月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を3か月ごとに納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年1月頃に払い出されたと推認されるほか、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日及び被保険者の種別は、同年1月30日に任意加入となっていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の資格取得日欄には、「昭和50年1月30日・任」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から61年3月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで

私たち夫婦が団地から引っ越した平成3年頃、自宅に何度か来たA市役所の職員に国民年金保険料の納付について催促されたため、妻が、A市役所B支所（現在は、A市役所C課）に出向き、夫婦二人分の保険料として、約30万円を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年頃、申立人の妻がA市役所B支所に出向き、夫婦二人分の国民年金保険料として約30万円を納付したとしているが、申立人の妻が納付したと主張する同年頃の時点においては、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付できない期間であるほか、申立人の妻が夫婦二人分の保険料として納付したとする約30万円は、申立期間の保険料と妻が同様の申立てを行っている昭和58年4月から61年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の保険料との合計額59万8,800円と大きく相違する上、当該支所において、過年度保険料となる申立期間の保険料を納付することもできない。

また、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5506

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年4月から61年3月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで

私たち夫婦が団地から引っ越した平成3年頃、自宅に何度か来たA市役所の職員に国民年金保険料の納付について催促されたため、私が、A市役所B支所（現在は、A市役所C課）に出向き、夫婦二人分の保険料として、約30万円を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年頃、A市役所B支所に出向き、夫婦二人分の国民年金保険料として約30万円を納付したとしているが、申立人が納付したと主張する同年頃の時点においては、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付できない期間であるほか、申立人が夫婦二人分の保険料として納付したとする約30万円は、申立期間の保険料と申立人の夫が同様の申立てを行っている昭和57年4月から61年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の保険料との合計額59万8,800円と大きく相違する上、当該支所において、過年度保険料となる申立期間の保険料を納付することもできない。

また、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 11 月 15 日まで

私は、昭和 52 年 4 月に A 社に入社した。入社当初は、同社が厚生年金保険の加入手続中であると聞いており、入社当初の給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された A 社発行の給料支払明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 社は、昭和 52 年 11 月 15 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が所持する給料支払明細書において、申立期間に係る健康保険料及び厚生年金保険料の記載が確認できるところ、同僚の一人は、申立期間当時、A 社は B 国民健康保険組合に加入していたとしており、申立人の当該明細書において控除が確認できる健康保険料額「1,700 円」は、申立期間当時の同組合の従業員組合員が負担する保険料額と一致している上、厚生年金保険料として控除されている「1,400 円」は、申立期間の前年度である昭和 51 年度の国民年金保険料額と同額となっている。

以上のことから、申立人の上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料の記載については、申立期間の厚生年金保険料であったとまでは認められない。

さらに、A 社の事業主及び経理を担当していたとするその妻は、既に他

界していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除等について関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月1日から19年4月1日まで

私は、昭和17年4月にA社B事業所に正社員として入社し、研修期間中にC学院の入学試験に合格、同学院で給与を受け取りながら学生として19年3月まで勤務した。

近年、同学院で同学年であった同僚二人が、A社に係る年金を受給していることを知り、自分に申立期間の労働者年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

労働者年金保険料を控除されていた資料等はないが、同学院の同窓会名簿があるので、調査の上、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC学院同窓会名簿、当該名簿で申立人と同様に第一期生として氏名が確認できる同僚が所持する日誌及び複数の同僚の供述から、申立人が昭和17年4月にA社B事業所に入社し、同年10月1日から当該学院に在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、上記同窓会名簿で確認できるC学院第一期生は大正15年（大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの期間）生まれと昭和2年（昭和2年4月2日から3年4月1日までの期間）生まれの者により編成されているが、昭和2年生まれの同僚の一人が、「A社に一定の勤務経歴がなかった者は、労働者年金保険の被保険者資格は無かった。」と述べているところ、オンライン記録で当該被保険者資格が確認できる複数の同僚については、同社B事業所又は同社D工場に係る労働者年金保険被保険者名簿において、当該保険法の施行日である昭和17年1月1日に被保

険者資格を取得していることが確認できるとともに、いずれも大正 15 年生まれであることから判断すると、当該記録のある同僚は、昭和 17 年 1 月より前に同社 B 事業所又は同社 D 工場等で勤務していた者のみであったと考えられる。

また、上記記録のある同僚の全員が C 学院の入学式の当日又は翌日である昭和 17 年 10 月 1 日及び 2 日に当該資格を喪失していることが上記労働者年金保険被保険者名簿において確認できるところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における資格喪失原因欄には、いずれも「職員」と記載されていることが認められ、当該同僚が同学院に入学したことにより、労働者年金保険の被保険者資格（現業労働者）に該当しなくなったために、当該資格を喪失したものと認められることから、申立人を含め、C 学院の学生は、在学中の期間について、労働者年金保険の対象者ではなかったと考えられる。

さらに、昭和 2 年生まれの申立人及び複数の同僚が、「昭和 17 年 4 月から C 学院に入学するまで見習として勤務していた。」と述べているところ、A 社 B 事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿において、17 年 4 月に入社したことがうかがわれる昭和 2 年生まれの者のうち、上記同窓会名簿において氏名の確認できない者についての被保険者記録を確認すると、被保険者資格取得日が 17 年 9 月 2 日又は同年 10 月 1 日のいずれかとなっており、同社では、入社後半年程度の見習期間を経た後に労働者年金保険に加入させる取扱いであったことが推認できることから、申立人が入社してから C 学院に入学するまでの期間については、労働者年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、A 社 B 事業所は昭和 28 年 8 月 28 日に適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び労働者年金保険料の控除について確認することができず、当該事情について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月
年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の賞与について、B社は、申立人に支給していないと回答しており、同社から提出された申立人に係る平成 15 年の「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立人の「適用台帳」における賞与記録によると、申立期間の賞与が申立人に支給されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。